

JGKA 管理番号	事故発生日	事故公表日	製品名	事故内容	被害状況		事故発生 場所	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1K12- 077	2012/12/31	2013/02/08	石油ストーブ(開放式)	(火災)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	左記参照	〃	北海道	○当該製品は、側板・背板・底板で塗装が焼失するほど著しい焼損が認められ、定油面器底部やタンク室などの空間には、多量のスス付着が認められた。○燃焼筒には、スス付着などの異常は認められなかった。○しん調節レバーやしんは、レバーで操作したときの消火位置にあった。○使用者は事故当時の詳細な状況を覚えていない。○当該製品は前方に倒れていた。●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
B1K12- 076	2012/12/22	2013/01/16	石油ストーブ(密閉式)	(火災)火災が発生し、現場に当該製品があった。	左記参照	〃	北海道	○当該製品は、事故前夜に消火した後、事故当日は使用せずに外出していたところ、無人の家屋で火災が起きていた。○当該製品は、全体的に焼損が著しいが、樹脂製部品を除いてほとんどの部品が残っていた。○樹脂製給気用送風ファンは、ストーブ側と床暖房側で共に上部のみに偏った溶融が認められた。○燃焼部、電気部品や送油経路には、出火痕跡等の異常が認められなかった。●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	・使用期間：5年
B1K12- 075	2012/12/18	2013/01/31	石油ストーブ(開放式)	(火災)当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	左記参照	〃	岡山県	○当該製品のカートリッジタンクと固定タンクからガソリンが検出された。○当該製品の機能に異常は認められなかった。●当該製品にガソリンを誤給油したため、使用中の熱によりカートリッジタンクの内圧が上がり、固定タンクから溢れて気化したガソリンに燃焼筒の火が引火し、火災に至ったものと推定される。なお、カートリッジタンクの表示、本体表示、取扱説明書には、「ガソリンの使用を禁止する」旨、記載されている。	
B1K12- 074	2012/11/21	2012/12/21	石油ストーブ(密閉式)	(火災)当該製品を使用中、爆発を伴う火災が発生し、当該製品及び周辺を破損した。	左記参照	〃	秋田県	○事故の約9か月前に当該製品には、燃焼状態の異常を示すエラー、点火ミス、灯油臭等の状態が確認されたが、修理をせずに使用を続けた。○当該製品の外観に大きな焼損及び変形の痕跡は認められなかった。○バーナー部点火プラグの先端が約5mm消耗し、着火時、点火プラグの先端ではなく、ガイシ部での放電が認められた。○点火プラグ等の消耗、破損部品を交換した結果、正常に着火、燃焼した。●当該製品が点火せずに停止する等の症状がある状態で使用し続けたため、燃焼室(耐熱ガラス)内部へ気化灯油が大量に充滿した状態で、点火動作を行ったため爆発し、燃焼室等が破損したものと推定される。なお、取扱説明書には、「エラー表示が出た時は運転スイッチを入れ直す等の処置を行い、処置をしても表示が出る時は販売店や製造事業者と連絡する。」、「臭い、ススの発生、炎の色等の異常を感じた時は異常燃焼の恐れがあり、使用しない。」旨、記載されている。	・使用期間：不明 (製造時期から約15年と推定)
B1K12- 073	2012/11/05	2012/12/21	石油ストーブ(密閉式)	(火災)当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	左記参照	〃	秋田県	○当該製品の上方に洗濯物を干していた。○バーナー及び給排気筒にススは無く、異常燃焼の痕跡は確認できなかった。○当該製品内部から短絡等により出火した痕跡は確認できなかった。○当該製品は焼損が著しく、洗濯物が落下して出火した痕跡を確認することはできなかった。●当該製品の詳細な使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「衣類の乾燥を禁じる」旨、記載されている。	・使用期間：約1年
B1K12- 072	2012/12/31	2013/01/24	石油ストーブ(開放式)	(火災)当該製品を着火後、その場を離れたところ、当該製品から出火する火災が発生しており、当該製品及び周辺を焼損した。	左記参照	〃	北海道	○機器正面よりも背面の焼損が著しく、背面では内面より外面の焼損が著しかった。○異常燃焼した形跡は認められなかった。○油受け皿、油受けフィルターに異常はなく、油タンクは、油量計の樹脂が溶けているが、給油口金はしっかり閉まっており、パッキンにも異常はなかった。○電池ケースに電池が入っていたかも含め電池を確認することができなかったが、電池ケースの端子部に異常は認められなかった。●当該製品には出火及び異常燃焼の痕跡が認められないことから、当該製品の背面側から前面側に広がった二次的な火災により樹脂製の油量計が溶け、灯油が置台に漏れ、置台から更に燃え広がったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	事故公表日	製品名	事故内容	被害状況		事故発生 場所	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1K12-071	2012/12/30	2014/06/03	石油ストーブ(開放式)	(火災、重傷1名)当該製品を点火するため、点火操作を繰り返したところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。	左記参照	〃	兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の点火ボタン、芯調節ツマミ及び油量計窓が焼損して、周囲にススが附着しており、芯上下機構のセットカムが溶融しており、当該製品の約1m前方の電気カーペットと当該製品に向かって右側に位置するタンクが焼損していた。 ○灯油は正常な灯油であった。 ○給油キャップはネジ式であり、変形などの異常は認められなかった。 ○反射板、天板、燃焼筒及び中心筒内部にはススの附着は認められなかった。 ○灯芯の位置は緊急消火の位置に下がっており、芯上下機構に異常は認められなかった。 ○油受け皿に燃料漏れは認められなかった。 ●当該製品の使用状況が不明なことから事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
B1K12-070	2012/12/13	2014/06/03	石油ストーブ(開放式)	(火災、負傷2名)建物を1棟全焼、3棟類焼する火災が発生し、2名が負傷した。	左記参照	〃	大阪府	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、外装が全体に著しく焼損、腐食しており、天板が前側に凹み、前板の右端が変形していた。 ○燃料からは灯油以外は検出されなかった。 ○給油キャップは締められており異常はなかった。 ○芯上下機構に異常はなかった。 ○油受け皿には漏れはなかった。 ○油受け皿の裏側、中心筒の下で置台の上、中心筒の内側、火皿および燃焼筒の下部にススが認められた。 ●当該製品の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、当該製品の置台の上で当該製品構成部品以外の何かが発火し、火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	
B1K12-069	2012/12/06	2014/06/03	石油ふろがま用パーナー(薪兼用)	(火災)ふろがまに薪を入れて当該製品で点火後、しばらくしてプレーカーが作動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	左記参照	〃	岡山県	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の電源コード、タイマースイッチコードは焼損して芯線が露出していたが、出火の痕跡は認められなかった。 ○内部配線、制御基板、送風機、電磁ポンプ等は焼損していたが、出火の痕跡は認められなかった。 ○燃料配管には、燃料漏れの痕跡は認められなかった。 ●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと推定される。 	
B1K12-068	2012/11/25	2014/06/03	石油ストーブ(密閉式)	(CO中毒、軽症1名)店舗で当該製品を使用中、一酸化炭素中毒により1名が軽症を負う事故が発生した。	左記参照	〃	奈良県	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の給排気筒は、店舗地階(半地下構造)に設置されていた。 ○当該製品及び給排気経路の気密性に異常は認められなかった。 ○当該製品の給排気経路に多量のスス、タール等が附着し、排気経路が閉塞に近い状態であった。 ○最小火力時におけるCO/CO2が0.0614と、JIS規格の基準値(0.02以下)を上回っていた。 ○取扱説明書には、給排気筒先端から前面の障害物までの距離は60cmの旨記載があるが、前面の外壁までの距離は約40cmであった。 ○当該製品の給排気筒から屋外へ排出された排ガスが室内に流入する具体的な経路が特定できなかった。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品内部から室内へ排ガスの漏れは認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	・使用期間:不明(製造時期から10年と推定)
B1K12-067	2012/11/18	2014/06/03	石油ストーブ(開放式)	(火災、死亡1名)建物を全焼する火災が発生し、1名が死亡した。	左記参照	〃	兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の燃焼筒内部や天板の裏面、反射板に目立ったススの附着は認められず、異常燃焼の痕跡は確認できなかった。 ○油受け皿からの油漏れは認められなかった。 ○カートリッジタンクは膨張していた。 ●カートリッジタンクを本体にセットする際の詳細な状況が不明なため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の内部に発火の痕跡は認められず、カートリッジタンクのふたは締まっていたと考えられることから、製品に起因しない事故と推定される。 	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	事故公表日	製品名	事故内容	被害状況		事故発生 場所	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1K12-066	2012/11/17	2014/06/03	石油こんろ	(火災)異臭に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	左記参照	〃	山形県	<p>○当該製品は譲り受けたもので、製品内に残っていた灯油をそのまま使用していた。</p> <p>○使用者は芯調整つまみが重い為、当該製品を揺すって対震自動消火装置を作動させて消火しようとした。</p> <p>○芯は燃焼が継続する位置であり消火の位置にはなく、芯先端は部分的に厚く膨らみ硬化していた。</p> <p>○当該製品の内部には大量のススが付着していた。</p> <p>●当該製品の対震自動消火装置を作動させ消火を試みたが、変質灯油の使用又は煮こぼれ等の影響で芯先端部が厚く膨らみ硬化していたため、芯が消火位置まで下がらず、また、耐震自動消火装置を作動させようとした振動で燃焼筒がずれたことにより異常燃焼し、当該製品及び周辺を焼損したものと推定される。なお、取扱説明書には、「変質灯油等で芯の上部にタール等が付着し、対震自動消火装置が作動しても、芯が完全に下がりきらず消火しないことがあるため、必ず芯調整つまみを回して消火の確認をする。芯が水を含んでしまい、芯の上下操作が重くなったとき等には、新しい芯と交換する。」旨、記載されている。</p>	
B1K12-065	2012/10/11	2014/06/03	石油給湯機	(火災、軽傷1名)当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	左記参照	〃	北海道	<p>○使用者が入浴中、当該製品からお湯が出ずに水の状態となり、リモコンにエラーが表示されたため、リモコンの電源スイッチを何度か入れ直して使用していたところ、排気筒が真っ赤になって断熱クロスが焼損した。</p> <p>○当該製品の本体外観には、焼損や過熱痕などの異常が認められなかったが、給排気筒の排気管に過熱変色が認められた。</p> <p>○熱交換器内部は、フィンに多量のススやカーボンが付着して閉塞状態であり、サイレンサー内部には、過熱痕や広範囲で赤錆が認められた。</p> <p>○燃焼バーナーは、不安定な燃焼状態が認められ、燃焼用ファンの給気ダンパが著しく腐食して蓋が開いたまま閉じなくなっていた。</p> <p>○当該製品は、20年間メンテナンスをしておらず、1か月前から不着火のエラーが出ていた。</p> <p>●当該製品は、燃焼不良によりエラーが出ていたが、リセットを繰り返しながら使用を続けたため、熱交換器のフィンに多量のススが付着し高温の排気熱が排気管を過熱して断熱クロスを焼損し、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「油切れでない状態で不着火エラーが出たときには、販売店に連絡する」旨、記載されている。</p>	・使用期間：約20年
B1K12-064	2012/12/11	2014/06/03	石油ファンヒーター	(火災)当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	左記参照	〃	千葉県	<p>○当該製品の燃焼・温風空気取り入れ口周辺には、多量のホコリが付着、堆積していたが、灯油の染み込みや焼け跡は認められなかった。</p> <p>○燃焼室内に変形、焼損、ススの付着などの異常燃焼の痕跡は認められなかった。</p> <p>○油漏れや電気部品の短絡の痕跡は認められなかった。</p> <p>○当該製品の外表面に波線状の焼損痕が確認された。</p> <p>○製品の前にあるフロアマットから油分の反応が認められた。</p> <p>○カートリッジタンクは本体から抜かれており、蓋は外された状態だった。</p> <p>●当該製品に出火につながる異常は認められず、製品の外表面に灯油がかかった痕跡が認められることから、給油中にこぼれた灯油が当該製品にかかり引火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定され</p>	

※1 A2: 重大製品事故以外の製品事故

※2 B1: 「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2: 「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	事故公表日	製品名	事故内容	被害状況		事故発生 場所	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1K12-063	2012/12/07	2014/06/03	石油ストーブ(開放式)	(火災、死亡1名、軽傷3名)当該製品を使用中、当該製品から出火する火災が発生し、建物を1棟全焼、3棟類焼し、1名が死亡、3名が負傷した。	左記参照	〃	埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者は、早朝、寝室に設置されていた当該製品を点火し、そのまま外出した。 ○使用者の家族が、異臭に気付いて目が覚め、当該製品の天板から高さ30cm程度の炎が出ていたため、消火しようと当該製品に毛布を掛けたが、消火できず燃え広がった。 ○当該製品は、下部に比べて上部の焼損が著しく、塗装が焼失していた。 ○当該製品には繊維状の炭化物が付着していた。 ○天板裏、燃焼筒の内炎筒の外側と外炎筒の内側に著しいススの付着は認められなかった。 ○給油タンクに変形は認められず、口金はしっかりと閉められていた。 ○置台の塗装が残っており、底面からの油漏れは確認できなかった。 ●事故当時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の内部から出火した痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
B1K12-062	2012/12/06	2014/06/03	石油ファンヒーター	(火災)当該製品のスイッチを入れてその場を離れた後、異常に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	左記参照	〃	山梨県	<ul style="list-style-type: none"> ○燃焼室内部、バーナー(網)、点火プラグ及びフレームロッドに、変形などの異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○電源コード、当該製品内部の各リード線に短絡した痕跡は認められなかった。 ○灯油の送油経路となる電磁ポンプ・気化器・配管類に灯油が漏れた痕跡は認められなかった。 ○気化器溶接部に外れや穴あきのガス漏れの痕跡は認められなかった。 ○当該製品内の残油には、変質は認められなかった。 ●事故当時の詳細な使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品から出火した痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
B1K12-061	2012/12/02	2014/06/03	石油ファンヒーター	(火災)当該製品を使用中、当該製品の温風の吹き出し口から出火する火災が発生し、建物を全焼した。	左記参照	〃	長野県	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品を支えにして立ち上がる際、本体の向きが変わり、温風吹出口から炎が吹き出し、消火のために本体に被せたこたつ布団が燃えて火災に至っていた。 ○当該製品は天板が落下物で変形し、カートリッジタンクは装着状態で焼損していた。 ○置台の感震器は焼損し、作動確認できなかったが、制御基板等に出火の痕跡はなく、燃焼室に異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○当該製品に故障等の異常は認められなかった。 ●当該製品に振動が加わり、燃料液面が揺れて一時的に温風吹出口から炎が吹き出したものと考えられるが、詳細な事故状況等が不明であり、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
B1K12-060	2012/11/30	2014/06/03	石油ストーブ(開放式)	(火災)当該製品を使用中、当該製品から出火する火災が発生し、当該製品を焼損した。	左記参照	〃	大阪府	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は油量計のぞき窓と電池ケースが焼損していた。 ○カートリッジタンクはススが付着していたが変形・破損は認められなかった。また、タンク内には灯油が残存していたが、異臭や変色は認められなかった。 ○燃焼筒、しん及びしん案内筒に異常は認められなかった。 ○本体油タンクには、灯油が漏れずに残っていた。 ○給油時自動消火装置と対震自動消火装置は双方とも正常に作動した。 ○ホコリ及びホコリが焦げたものが本体の油タンク上面や遮熱板、置台等に認められた。 ○分解した当該製品を再度組み直し、着火させたと正常に燃焼した。 ●当該製品の事故時の使用状況が確認出来ないことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められない 	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	事故公表日	製品名	事故内容	被害状況		事故発生 場所	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1K12-059	2012/11/24	2014/06/03	石油こんろ	(火災)外出先から帰宅したところ、当該製品を焼損する火災が発生していた。	左記参照	〃	愛知県	<p>○使用者は事故前日に当該製品を使用中。鍋から吹きこぼれが生じたため、燃焼筒を取り外して中を乾かしていた。</p> <p>○使用者は外出前に火がつか確認するため、燃焼筒を外した状態で点火操作を行い、火がつかなかったため、そのままの状態外出していた。</p> <p>●当該製品の燃焼筒を外したまま点火操作を行った際、しんに火がついていたが、それに気づかず、燃焼筒を外した状態で外出したため、異常燃焼により当該製品が焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「燃焼筒がしん調節器に正しくセットされていなかったり、しんの上ののっている、ススが出て異常燃焼し危険です。」旨、記載されている。</p>	
B1K12-058	2012/11/11	2014/06/03	石油ストーブ(開放式)	(火災、死亡1名)当該製品を使用中、当該製品から出火する火災が発生し、住宅1棟を全焼、1名が死亡した。	左記参照	〃	京都府	<p>○当該製品は全体的に焼損が著しく、消火の放水を受けたことによる赤錆が発生していた。また、天板及びガード中央部が大きく凹み、タンク蓋に変形が認められた。</p> <p>○灯しんは最下段に下がっており、しん上下機構に異常は認められなかった。</p> <p>○燃焼筒、しん案内筒に異常燃焼の痕跡は認められなかった。</p> <p>○油受け皿に油漏れはなかった。</p> <p>○給油キャップは熱による焼失部分が見られたが、装着に異常は認められなかった。</p> <p>●事故時の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品のしん上下機構、燃焼筒、しん案内筒、油受け皿及び給油キャップに異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。</p>	
B1K12-057	2012/11/09	2014/06/03	石油ストーブ(開放式)	(CO中毒、重傷1名)山小屋で当該製品を使用後、体調が悪くなり入院、一酸化炭素中毒と診断された。	左記参照	〃	長野県	<p>○事故後、山小屋で発見された当該製品のしん案内筒の上板周辺には、マッチなどの燃えかすが多数残っていた。</p> <p>○当該製品に残っていた灯油は変質しており、点火レバーは変質灯油によるしんの硬化で動きづらくなっていた。</p> <p>○変質灯油が給油された経緯は特定できなかったが、山小屋の横の物置には半透明の蓋の開いたポリタンクがあり、中の灯油は変質していた。</p> <p>○当該製品の燃焼状態は不安定で、燃焼中に白煙と異臭が確認されたほか、排気ガス中に550ppmの一酸化炭素が検出された。</p> <p>○山小屋には当該製品以外にも火鉢等の燃焼器具が複数あり、一部には使用した痕跡が認められた。</p> <p>●当該製品から一酸化炭素が発生していることから、当該製品によって事故に至った可能性も考えられるが、事故時の詳細な使用状況が不明であり、変質灯油が給油された経緯も特定できなかったことから、事故原因の特定には至らなかったが、製品に起因しない事故と推定される。</p>	
B1K12-056	2012/11/04	2014/06/03	石油ふろがま	(火災)発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	左記参照	〃	新潟県	<p>○当該製品は、事故発生の約8時間前に追い焚きのために5分間使用されており、浴室内に設置されていた操作スイッチには異常は認められなかった。</p> <p>○当該製品は、家屋の勝手口内に設置されており、当該製品、送油ゴムホース、勝手口の扉及び壁が焼損していた。</p> <p>○当該製品内部は焼損が著しく、缶体内の炉材には部分的に灯油の染み込みが認められた。</p> <p>○水循環パイプとホースの接続部に水漏れがあり、外装側板や底板が腐食、破損して缶体の下から排気が漏れる状態になっていた。</p> <p>○機器内部の電線類に溶融痕は認められず、電気部品にも出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>●事故発生時の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の内部部品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。</p>	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故
 ※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの
 ※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	事故公表日	製品名	事故内容	被害状況		事故発生 場所	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1K12-055	2012/09/18	2014/06/03	石油給湯機	(火災)家人が異常に気付き確認すると、当該製品から出火し、当該製品を焼損する火災が発生していた。	左記参照	〃	鹿児島県	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の外部内面にある断熱材の変色は、内側より外側の方が強かった。 ○底板前部の開口部付近の内部配線やバーナー本体の電磁ポンプ部付近の焼損が著しかったが、出火の痕跡は認められなかった。 ○燃焼室内にススの付着はなく、点火不良や不完全燃焼の痕跡は認められなかった。 ○バーナー送風機の給気口からのスス吸い込みの痕跡が認められないことから、内部焼損時、バーナーは停止状態であったものと推定される。 ●当該製品内部に出火の痕跡は認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと推定される。 	・使用期間：不明(製造期間から21年と推定)
B1K12-054	2012/05/02	2014/06/03	石油給湯機付ふるがま	(火災)当該製品を使用中、発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	左記参照	〃	秋田県	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者は、過熱防止装置作動のエラー表示が出ていたが、リセットをして使用を継続していた。 ○当該製品の送油経路には異物の付着や混入、錆が確認された。 ○オイルストレーナーに水分が溜まり、白錆が確認された。 ○消音室の消音材に油の染み込みが確認された。 ○基板や電装部品に発火の痕跡は認められず、温度ヒューズ、過熱防止装置に導通が認められた。 ●当該製品は、給油経路に異物の混入、異物の付着及び部品の腐食等によりノズルの噴霧不良や電磁ポンプの圧力の低下が生じた。そのため着火遅れの状態や燃焼不良の状態で継続的に使用したことによって未燃灯油が消音材や排気筒内面のススに染み込み、使用中の燃焼炎等で引火し事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、故障・異常の見分けかたと処置方法として、E4(過熱防止装置作動)のエラーコードの場合、「確認・処置として、お買い求めの販売店にご連絡ください。」旨、記載されている。 	
B1K12-053	2012/03/01	2014/06/03	石油ストーブ(密閉式)	(火災)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	左記参照	〃	秋田県	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者は当該製品の上に可燃物を置いたままスイッチを入れ、その場を離れた。 ○放熱器上部に可燃物の燃えかすがあった。 ○当該製品の内部には異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○当該製品は使用中に上面が高温になる。 ●当該製品の上面に可燃物を置いたまま使用者がスイッチを入れたため可燃物が発火し、当該製品周辺を延焼して火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「点火前に製品周囲に燃えやすい危険な物が置かれていないか確認する」旨、記載されている。 	
B1K12-052	2012/04/23	2014/06/03	石油ストーブ(開放式)	(火災、死亡1名)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。	左記参照	〃	兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の外部パネルは、内面より外面の焼損が著しかった。 ○当該製品の芯の位置は消火の位置にあった。 ○カートリッジタンクの口金に異常は認められなかった。 ○燃焼筒や芯に異常燃焼の痕跡は認められず、また、電装部品にも熔融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の使用状況が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
B1K12-051	2012/02/09	2014/06/03	石油こんろ	(火災)建物が1棟全焼、2棟が類焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	左記参照	〃	新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の上に干してあった洗濯物が、当該製品の上に落ちて着火した、との使用者の証言があった。 ○消防は、当該製品の上に洗濯物が落ちたことが原因であり製品に起因しない事故と判断していた。 ●当該製品の上に干してあった洗濯物が、当該製品の上に落ちて着火し、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「衣類の乾燥などには使用しないでください。衣類が落下して火がつき、火災になることがあります。」旨、記載されている。 	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	事故公表日	製品名	事故内容	被害状況		事故発生 場所	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1K12-050	2012/01/29	2014/06/03	石油ストーブ(開放式)	(火災)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	左記参照	〃	群馬県	<p>○燃料タンク側面から外筒下部にかけて著しく焼損していた。</p> <p>○燃料タンク底部に大量のススが付着していた。</p> <p>○当該製品は、7年くらい前から毎年冬場の約4か月間連続してビニールハウス内で使用し、事故当日まで一度も清掃を行っていなかった。</p> <p>○燃焼筒やしん案内板は、ススやタールが付着し、空気取り入れ口が目詰まりを起こしていた。</p> <p>●当該製品を長い間掃除をせずに使用していたことから、底板と燃焼筒空気取り入れ口の間が、ホコリ等で目詰まりし、不完全燃焼を起こしたため、空気取り入れ口に吹き返し(※)を起こして炎が吹き出し、当該製品置台にたまった灯油や近傍の可燃物に引火し、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「①置台に油たまりがないか、油タンクは油漏れや油のにじみがないか、ときどき点検してください。また給油の際にこぼれた灯油は、必ずふきとってください。」「②ほこりや汚れをそのままにしておきますと、油がしみたりして危険です。ストーブは、いつも清潔にしてお使いください。」「③ストーブの周囲は、常に整理・清掃し、燃えやすいものを置かないでください。」旨、記載されている。</p>	
B1K12-049	2012/01/27	2014/06/03	石油ふろがま用バーナー(薪兼用)	(火災)建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	左記参照	〃	愛媛県	<p>○使用者は当該製品をタイマーで1分間使用した後、ふろがまに薪を入れ、焚き口を閉めて、その場を離れた。</p> <p>○使用者が、数年前から当該製品と他社製のふろがまを自分で取り付けていたが、取り付け口の寸法が合っていなかったため、取り付け口に隙間が生じていた。</p> <p>○使用中、焚き口の隙間から炎がもれ出していたことが何度かあった。</p> <p>○ふろがまの近くに薪や木くずなど燃えやすいものを置いていた。</p> <p>●当該製品は、使用者が他社製のふろがまとの適合性を確認せずに取り付けられていたため、径の大きさが合わずに接続口に隙間が生じ、その隙間から着火時または燃焼時の炎が漏れて周辺の木くずや薪に着火して事故に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「バーナーを他社のふろがまにセットすると火災・事故の原因となるため、正しい組み合わせで使用する」旨、記載されている。</p>	
B1K12-048	2012/01/24	2014/06/03	石油ファンヒーター	(火災、死亡1名)建物が全焼し、1名が死亡した。	左記参照	〃	千葉県	<p>○製品内部の燃焼室、バーナーに異常燃焼した形跡は認められなかった。</p> <p>○メイン基板及び操作基板は、全体に焼損が認められたが、各リード線は、被覆は焼損しているが短絡などは認められなかった。</p> <p>○灯油の送油系路に油漏れの痕跡は認められず、油受け皿にも油漏れに至るような変形や破損は認められなかった。</p> <p>○使用者は当該製品を消火せずに、給油を行い、カートリッジタンクを運搬中に灯油をこぼした。</p> <p>○当該製品に異常は認められなかった。</p> <p>○当該製品には給油時自動消火装置は搭載されていなかった。</p> <p>●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常燃焼や電気系統からの出火等の痕跡はなく、送油経路にも油漏れ等の異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。なお、本体、カートリッジタンク、取扱説明書には、「給油時消火」「カチッと音がするまで口金外側を押す。ボタンを押したまま閉めない」「口金を下にして油漏れがないことを確認する」旨、記</p>	
B1K12-047	2012/05/27	2013/03/21	石油ファンヒーター(開放式)	(火災)住人が外出中、集合住宅の一室を焼損する火災が発生し、現場に当該製品があった。	左記参照	〃	北海道	<p>○事故発生時、当該製品は使用されていなかった。</p> <p>○当該製品の燃焼部に異常燃焼の痕跡は認められなかった。</p> <p>○当該製品の電気部品及び配線に溶融痕等の異常は認められなかった。</p> <p>●当該製品の使用状況が不明なことから事故原因の特定には至らなかったが、事故当日には、当該製品は使用されておらず、出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。</p>	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	事故公表日	製品名	事故内容	被害状況		事故発生 場所	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1K12- 046	2012/05/10	2013/03/21	石油ストーブ(半密閉式)	(火災、重傷1名、軽傷7名)当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、8名が負傷した。	左記参照	〃	北海道	<p>○当該製品は、全体的に著しい焼損が認められた。</p> <p>○ヒートエレメントや熱交換器には、給気不足とみられる大量のスス付着が認められた。</p> <p>○給気部には、ホコリの堆積などの異常は認められないが、排気部の排気量調節器は、ツマミが容易に回転する状態であった。なお、火災後は、排気量調節器が全開状態であることが確認されていた。</p> <p>○燃焼部や電気部品には、発火痕跡は認められなかった。</p> <p>○当該製品を使用中、ガラス筒がススで汚れていたため、強燃焼にセットしてススを焼き取ろうとした。</p> <p>○当該製品は、2か月前から不着火などの異常が生じており、事故前日には、置き台の一部に灯油が漏れていた。</p> <p>●当該製品は、着火不良が生じている状態で継続的に使用されていたこと、ヒートエレメント等に大量のススが付着していることから、空気量不足による異常燃焼が生じ、何らかの原因によって機器の隙間から溢れた炎が漏れた灯油に引火し火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「異常を感じた場合には使用を禁止する」旨、記載されている。</p>	
B1K12- 045	2012/04/15	2013/03/21	石油ストーブ(開放式)	(火災、死亡1名、軽傷1名)建物を全焼、1名が死亡、1名が負傷する火災が発生し、現場に当該製品があった。	左記参照	〃	大阪府	<p>○使用者は日常的に燃焼筒を正規の位置とは上下逆向きに取り付けて使用していた。</p> <p>○当該製品は燃焼筒以外の部位に出火の可能性となる異常は認められなかった。</p> <p>○当該製品の後方に置かれていた樹脂製のゴミ箱周辺の焼損も著しい状況であった。</p> <p>○当該製品の芯調節つまみは緊急消火位置にあり、芯は最下部まで下がっていた。</p> <p>○使用者は当該製品を消火後に就寝したと証言している。</p> <p>●当該製品の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、使用者は日常的に燃焼筒を正規の位置とは上下逆向きに設置して使用していたこと、当該製品のその他の部位に出火の可能性となる異常は認められないこと、他の要因による出火の可能性を否定できないことから、製品に起因しない事故と推定される。</p>	
B1K12- 044	2012/04/02	2013/03/21	石油給湯機	(火災)当該製品を使用中、当該製品から出火する火災が発生し、当該製品及び周辺を焼損した。	左記参照	〃	静岡県	<p>○当該製品は湯が熱くならない故障が生じ、使用者は設置業者から製品交換を勧められていたが継続使用していた。</p> <p>○当該製品のバーナーロッキングには、灯油の浸み込みがあり、燃焼筒にはススが多量に付着し、バーナーノズルには噴霧不良が生じていた。</p> <p>●当該製品には燃焼不良の痕跡が認められることから、使用者が故障状態のまま継続使用していたため、バーナー点火の際に燃焼室内の未燃灯油が爆発的な燃焼を起こして出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書では、「故障したときや調子が悪いときは、販売店に連絡してください」旨、記載されている。</p>	・使用期間：25年
B1K12- 043	2012/03/29	2013/03/21	石油ストーブ(開放式)	(火災)建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	左記参照	〃	北海道	<p>○当該製品のバーナーヘッド、バーナーボディ、フレームロッドなどの燃焼機構には、異常は認められなかった。</p> <p>○タンクガイド奥にある油受けは燃え残っていた。</p> <p>○タンクにふくらみ等の変形は認められず、給油口の口金も焼損、熱変色は認められなかった。</p> <p>○基板は焼損しているが電気部品や端子に発火の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品の詳細な使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。</p>	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	事故公表日	製品名	事故内容	被害状況		事故発生 場所	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1K12-042	2012/03/27	2013/03/21	石油ファンヒーター(開放式)	(火災)建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	左記参照	〃	岩手県	<p>○当該製品に毛布、電気毛布、羽毛布団をかぶせて使用していた。</p> <p>○ベッドの敷布団、敷き毛布は当該製品に接触していた。</p> <p>○制御基板及び内部配線から発火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○燃焼筒内部及びバーナー部にススなどの付着はなく、異常燃焼の痕跡も見られなかった。</p> <p>●当該製品に毛布、電気毛布、羽毛布団をかぶせて使用しており、吹出口に布団及び毛布が接触して吹出口の熱によって布団及び毛布が発火し、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「温風吹出口をふさがないで。衣類、紙などで温風吹出口や空気取入口をふさがしないでください。衣類、紙などでふさぐと、異常燃焼や火災の原因になります。」旨、記載されている。</p>	
B1K12-041	2012/03/17	2013/03/21	石油ストーブ(開放式)	(火災、死亡1名、軽傷1名)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡、1名が負傷した。	左記参照	〃	和歌山県	<p>○当該製品を消火せずに給油を行い、カートリッジタンクを戻す際に口金が開いて灯油が漏れた。</p> <p>○本体付近で発見されたカートリッジタンクは焼損していたが、口金(ワンタッチ式)の開閉部には変形等の異常は認められなかった。</p> <p>○給油時自動消火装置は付いていない製品であった。</p> <p>○燃焼筒及び芯等に異常燃焼した痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品を消火せずに給油を行い、カートリッジタンクの口金を十分に締めていなかったために口金が開き、燃焼中の当該製品に灯油がかかったため出火に至ったものと推定される。なお、本体及び取扱説明書には、「給油は必ず消火してから行う、カートリッジタンクの口金は確実に「パチン」と音がするまで強く押す」、「口金が確実に閉まっていないと簡単に開いて、火災の原因になる」旨、記載されている。</p>	
B1K12-040	2012/03/15	2013/03/21	石油ストーブ(密閉式)	(火災)当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	左記参照	〃	北海道	<p>○当該製品は、2か月前から点火不良などで調子が悪かったが、修理せずに使用を継続していた。</p> <p>○本体後面にある樹脂製給気ホースや送風機用樹脂製ファンケースが著しく焼損し、排気管には過熱の痕跡や断熱カバーの焼失が認められた。</p> <p>○燃焼筒、放熱器や放熱器カバーには、多量のススの付着が認められた。</p> <p>○本体前面や内部には、焼損の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品の点火不良で調子が悪い状態のまま使い続けたことから、異常燃焼により排気経路に堆積したススが、異常燃焼の火種などで着火し、排気筒が高温となって断熱カバーや周辺に堆積したホコリを過熱して発火し、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、</p>	
B1K12-039	2012/03/13	2013/03/21	石油ストーブ(開放式)	(CO中毒軽症1名)体調不良となった住人が浴室で発見され、一旦会社へ行ったものの、体調不良が回復せず、その後入院した。別室に使用中の当該製品があった。	左記参照	〃	広島県	<p>○当該製品は、昨年新築した気密の良い部屋で使用され、通気口や窓があるものの、厳冬だったため換気は行わず、また、窓に格子がないため不在時も含め窓を開けたことがなかった。</p> <p>○使用者は、1か月位前から体調が悪く、事故当日、午後から出社したものの、様子がおかしく体調の異変に気付いた同僚と夕方に病院へ行き、さらに転院した病院で検査をしたところ、血中のCOHB濃度やMRI(頭部)所見からCO中毒が疑われた。</p> <p>○当該製品は、30年以上の使用により芯は部分的に固着していたが、異常燃焼の痕跡は認められなかった。</p> <p>○暖房はエアコンを使用し、当該製品は、加湿のために常にやかんを載せ使用していた。</p> <p>○当該製品のCO/CO2を測定したところ、密閉試験・燃焼試験ともに結果が直ちに健康に影響を与えるレベルではなかった。</p> <p>●当該製品は、30年以上の使用により、芯が部分的に固着しているものの異常燃焼した痕跡が認められず、CO/CO2の測定結果からも気密試験は、現行のJISの基準値を上回るものの、直ちに健康に影響を与えるレベルではないことから、長時間換気を行わなかったため事故に至ったものと推定される。なお、本体表示には、「風の吹き込みや部屋の換気に充分注意の事」旨、記載されている。</p>	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	事故公表日	製品名	事故内容	被害状況		事故発生 場所	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1K12-038	2012/03/07	2013/03/21	石油ストーブ(開放式)	(火災)建物を11棟全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	左記参照	”	長崎県	○事故現場は焼損が著しく、周辺にあった製品の異常の有無について特定には至らなかった。 ○当該製品の芯は最小燃焼位置であったが、著しいススの付着や不完全燃焼などの出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品に異常は認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと推定される。	
B1K12-037	2012/03/04	2013/03/21	石油ストーブ(開放式)	(火災)当該製品を点火後、異臭がしたため確認すると、当該製品から出火する火災が発生しており、当該製品及び周辺を焼損した。	左記参照	”	新潟県	○当該製品に点火して数分後、天板より炎が上がっていることに気がつき、当該製品を屋外に出そうとしたが、室内側に倒れたため、火災に至った。 ○使用者は当該製品を屋外に出す前に緊急消火ボタンを押したり、芯調節つまみを回して消火していなかった。 ○燃焼筒に異常燃焼の痕跡はなく、芯は耐震自動消火装置が作動した位置に下がり、固定タンクに油漏れは認められなかった。 ○カートリッジタンクの口金(ねじ式)は閉まり、灯油は残っていた。 ●当該製品の詳細な使用状況等が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
B1K12-036	2012/03/04	2013/03/21	石油ふろがま(薪兼用)	(火災)タイマーが切れて燃焼が続いているため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	左記参照	”	滋賀県	○当該製品に木を投入し、浴室タイマーをセットして運転中、タイマーが切れてもバーナーが消火せず、バーナー口付近より出火していた。 ○事故当時、洗濯物が煙突近くに干されており、ハンガーの骨組みが残っていた。 ○金属製缶体及びバーナー上部に折りたたみハンガーの樹脂部等の焼損物があったが、バーナーの前面下部や側面等に焼損跡は認められなかった。 ○バーナー内部に焼損等の異常は認められなかった。 ●当該製品の煙突付近に干してあった洗濯物及びハンガーが、当該製品の使用中に煙突の熱を受けて発火し、燃え落ちことによって生じた事故と考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、毎日の点検として「機器、煙突の周囲に可燃物や、危険物がないことを確認してください」旨、記載されている。	
B1K12-035	2012/02/25	2013/03/21	油だき温水ボイラ	(火災)当該製品を使用中、発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	左記参照	”	群馬県	○外観、内部及び電気部品とも可燃物は燃え尽きた状態で、更に燃焼室及びバーナーノズルと点火電極に大量のススが附着していた。 ○灯油の噴霧状態に濃淡が見られ、ノズルに異物が確認された。 ○数日前から、当該製品のコントロールパネルに異常ランプが点灯し、給湯器内のバーナー下部のコンクリート部分が濡れているのを、使用者が確認しており、異常のランプが点灯すると、燃焼がストップしてしまうため、リセットボタンを押して使用していた。 ○事故前の運転開始時、着火不良により警報状態になり、着火するまでリセット(本体内のリセットスイッチにて実施)を繰り返した。 ○缶体炉底部、バーナーロパッキン及び断熱材に灯油の浸み込みが認められた。 ●当該製品は、電極へのススの付着によって正常な着火ができず燃焼不良状態であったものの、ノズルの噴霧状態の不良や着火不良を示す警報表示が出ていたにもかかわらず、リセットと点火操作を繰り返し行ったことにより、燃焼室やバーナーロパッキンに溜まった未燃灯油に着火、機器内の可燃物に引火して、燃料系統の樹脂を焼損して灯油が流出し、延焼したものと推定される。なお、取扱説明書には、「警報ランプが点灯したときは、掃除してリセットする、リセットして動きを確認する、設置状態を確認してリセットする」旨、記載されている。	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	事故公表日	製品名	事故内容	被害状況		事故発生 場所	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1K12-034	2012/02/22	2013/03/21	石油ファンヒーター(開放式)	(火災、軽傷2名)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、2名が負傷した。	左記参照	〃	滋賀県	<p>○当該製品を運転させた状態で就寝中に火災が発生した。</p> <p>○当該製品は焼損が著しく、本体前上方にある操作盤と操作基板が焼失していた。</p> <p>○メイン基板は製品内部に脱落しており、残存していたリード線に短絡などの異常は認められなかった。</p> <p>○燃焼室及び遮熱板に著しいススの付着等異常は認められなかった。</p> <p>○バーナー、送油経路、気化器等に異常は認められなかった。</p> <p>○カートリッジタンクに変形はなく、口金も閉止されていた。</p> <p>●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定に至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。</p>	
B1K12-033	2012/02/19	2013/03/21	石油ストーブ(密閉式)(密閉式)	(火災)当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	左記参照	〃	北海道	<p>○当該製品を使用中にエラーが出て停止したため、定油面器のリセットボタンを押して再点火させたところ、数分後に火災になった。</p> <p>○当該製品の外部左下部に過熱痕が認められ、本体内部の左下部にある燃焼用送風機周辺や送風ホースに焼損が集中していた。</p> <p>○燃焼用送風機などの電気部品には、出火の痕跡が認められなかった。また、灯油漏れや異常燃焼の痕跡が認められなかった。</p> <p>○1か月ほど前からエラー表示が何度も出ていたが、修理せずに使い続けていた。</p> <p>●当該製品にエラー表示が表示され続けている状態で、長期間使い続けたことから、何らかの異常により出火に至ったものと推定されるが、当該箇所の焼損が著しく、詳細な使用状況が不明のため、事故原因の特定には至らないものの、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「リセットボタンは初めての使用時やシーズン始めに使用するものであり、異常が続く際には販売店に相談する」旨、記載されている。</p>	
B1K12-032	2012/02/16	2013/03/21	石油ファンヒーター(開放式)	(火災)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	左記参照	〃	岡山県	<p>○事故当日、当該製品は使用しておらず、電源プラグは抜かれていた。</p> <p>○当該製品の外観は著しく焼損しているものの、機器内部に発火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○当該製品の電装部品やプラグの栓釘に異常は認められなかった。</p> <p>●当該製品の機器内部に火災に至るような異常が認められず、事故当日は、当該製品の電源プラグは抜かれていたことから、外部からの延焼により焼損したものと推定される。</p>	
B1K12-031	2012/02/15	2013/03/21	石油ストーブ(開放式)	(火災)当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	左記参照	〃	新潟県	<p>○当該製品を消火しないで給油を行った。</p> <p>○カートリッジタンクの口金を変形した状態で使用を継続していた。</p> <p>●当該製品のカートリッジタンクの口金を変形したまま使用を続け、消火せずに給油を行い、タンクを本体に戻そうとした際にふたが開き、漏れた灯油に引火して事故に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「給油時消火」「給油口は確実にしめて下さい」「給油口が確実に閉まっていしないと簡単に開いて火災の原因になります」旨、記載されている。</p>	
B1K12-030	2012/02/10	2013/03/21	石油ストーブ(開放式)	(火災)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	左記参照	〃	岩手県	<p>○使用者が給油後、カートリッジタンクを本体に収納する際、カートリッジタンクの口金が外れ灯油がこぼれた。</p> <p>○カートリッジタンクに異常は認められなかった。</p> <p>○給油場所が石油ストーブから約2m離れているところであり、給油が短時間で行える環境であった。</p> <p>○給油時自動消火装置作動後2分以内であれば、燃焼筒等の余熱によりこぼれた灯油に引火することを確認している。</p> <p>●当該製品は、カートリッジタンクの口金を確実に閉めなかったためカートリッジタンクを収納する際、口金が外れ、こぼれた灯油が燃焼筒の余熱で引火、火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「警告、油もれ危険:給油口口金は確実に締めてください。給油口口金を下にして、油もれがないことを確認してください。口金を斜めに締めたりすると、簡単に口金はずれて、火災の原因になります」旨、記載されている。</p>	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	事故公表日	製品名	事故内容	被害状況		事故発生 場所	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1K12-029	2012/02/01	2013/03/21	石油ふろがま	(死亡1名)当該製品を使用して沸かした浴槽内で、使用者(90歳代)が発見され、死亡が確認された。	左記参照	“	和歌山県	○当該製品を作動させたところ、燃焼不良などの異常は認められなかった。 ○当該製品の安全装置(連続燃焼防止装置)の作動は正常であった。 ●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定に至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	・使用期間:約10年
B1K12-028	2012/01/31	2013/03/21	石油給湯機付ふろがま	(火災)当該製品を点火する際、異臭がしたため確認すると、当該製品周辺が焼損していた。	左記参照	“	長野県	○当該製品の排気筒の壁貫通部は、めがね石による設置がされていなかった。 ○排気筒が壁を貫通している部分は、排気筒が周囲の壁に接している状態であった。 ○排気筒上方の壁内部の構造体が炭化していた。 ○本体内部には、ススの付着、電気配線類の被熱等の異常は認められなかった。 ●当該製品は、排気筒貫通部にめがね石が使用されていなかったため、排気筒と排気筒貫通部周囲の木材が接触して炭化し、発煙に至ったものと推定される。なお、工事説明書には、「家屋貫通部の注意排気筒が可燃性の壁などを貫通する部分は必ずめがね石を使用してください。」旨、記載されている。	
B1K12-027	2012/01/25	2013/03/21	石油ストーブ(開放式)	(火災)当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	左記参照	“	福岡県	○当該製品は全体に焼損が著しいが、燃焼筒の耐熱ガラスに溶融、破損、曇り等はなく、内部にススの付着も見られず、異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○油受け皿は全体に焼損していたが、腐食による穴開き等はなく、灯油漏れの痕跡は認められなかった。 ○カートリッジタンクの口金は確実に締まった状態であり、タンク自体に膨れや変形等の異常は認められなかった。 ●事故当時の詳細な状況が不明のため、原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常燃焼の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
B1K12-026	2012/01/20	2013/03/21	石油ストーブ(開放式)	(火災)当該製品を使用中、外出したところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	左記参照	“	北海道	○使用者は、出火当日、洗濯物を乾燥目的で当該製品の上に吊り下げ、燃焼状態のまま外出していた。 ○当該製品の天板上に繊維状の焼損物が残っていた。 ●当該製品の天板上に繊維状の焼損物が確認されたことから、当該製品上に乾燥の目的で吊り下げていた洗濯物が、何かの原因で落下して火災に至ったものと推定され、製品に起因しない事故であると判断される。なお、取扱説明書には「衣類などの乾燥には使用しないで下さい。衣類が落下して火が付き、火災の原因になります。」旨、記載されている。	
B1K12-025	2012/01/19	2013/03/21	石油給湯機	(火災)当該製品の点火操作を繰り返したところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	左記参照	“	茨城県	○当該製品を使用中、お湯が出なくなったため、空の油タンクに灯油1缶を補充後、空気抜きをせずに運転スイッチの入切を繰り返した。 ○バーナー口のバッキンや外筒にススの漏れた跡がみられ、バーナー周辺のベースに灯油が浸み出した跡や強い焼け跡が認められた。 ○点火プラグやノズルにスス詰まり等の異常はみられず、制御基板、配線、電気部品等に溶融痕等の発火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品を使用中、燃料切れの油タンクに給油後、空気抜きをせずに点火操作を繰り返したため、水、空気が灯油に混入して不着火が繰り返され、未燃灯油が燃焼室内に充満し爆発的に着火してバーナー口から炎があふれ、当該製品及び周辺の焼損に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「油タンクは空にしないようにする。万一、空になった場合は空気抜きが必要となる」旨、記載されている。	・使用期間:23年

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	事故公表日	製品名	事故内容	被害状況		事故発生 場所	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1K12-024	2012/01/18	2013/03/21	石油ファンヒーター(開放式)	(火災)当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	左記参照	〃	東京都	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品を消火せずに、給油を行った。 ○給油後、カートリッジタンクの口金(ワンタッチ式)を閉め忘れた。 ○当該製品のカートリッジタンク挿入口の近傍、前パネル及び枠に、液体が垂れた形跡が認められた。 ○当該製品に異常は認められなかった。 ○当該製品には給油時消火装置は搭載されていなかった。 ●使用者が、当該製品を使用中に消火せずに給油を行い、口金(ワンタッチ式)を閉め忘れ、カートリッジタンクを本体に戻そうとした際に、漏れた灯油に引火して火災に至ったものと推定される。なお、本体、カートリッジタンク、取扱説明書には、「給油時消火」「カチッと音がするまで口金外側を押す。ボタンを押したまま閉めない」「口金を下にして油漏れがないことを確認する」旨、記載されている。 	
B1K12-023	2012/01/16	2013/03/21	石油ストーブ(開放式)	(火災)当該製品にカートリッジタンクを装着したところ、異音とともに当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	左記参照	〃	兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者は、給油サインが出たので火を付けたままカートリッジタンクへ給油を行い、口金を締めずに石油ストーブに挿入した。 ○当該製品の的外観は全体的に焼損しており、取っ手やスイッチ等の樹脂製部品はすべて焼損していた。 ○燃焼筒や固定タンクに異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○芯の高さは、芯筒上面から約18mm下がった通常消火の位置にあることが確認された。 ○固定タンク下の置台には、ホコリがたまった跡が認められた。 ○カートリッジタンクの的外観に異常は認められなかった。 ○口金を外した状態で当該タンクを吊り下げたところ微量(5g/min)の灯油漏れが認められた。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る機構上の異常は認められないことから、給油後、カートリッジタンクを石油ストーブ内に収めようとして周辺に灯油がこぼれて引火し、火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	
B1K12-022	2012/01/13	2013/03/21	石油ストーブ(開放式)	(火災)当該製品を焼損する火災が発生した。	左記参照	〃	福岡県	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は木造の狭い小屋内で使用されていた。 ○出火前にその場を離れるまでの約40分間、当該製品は正常に燃焼していた。 ○当該製品の的外観は全体が焼損していたが、燃焼筒にススの付着は見られず、異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ●事故当時の詳細な状況が不明のため、原因の特定には至らなかったが、当該製品の内部に異常燃焼の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
B1K12-021	2012/01/12	2013/03/21	石油ファンヒーター(開放式)	(火災、軽傷2名)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、2名が負傷した。	左記参照	〃	長崎県	<ul style="list-style-type: none"> ○製品内部の基板や内部配線などに出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の外に口金を外れたカートリッジタンクが転がっており、口金は製品内部の油受け皿に残っていた。 ○カートリッジタンクの口金に、変形等の異常は認められなかった。 ●カートリッジタンクの口金を外れていた経緯は不明であるが、当該製品の内部に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	
B1K12-020	2012/01/11	2013/03/21	石油給湯機付ふろがま	(火災)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	左記参照	〃	北海道	<ul style="list-style-type: none"> ○約20年使用されていた当該製品の的外観や本体内部には、焼損などの異常が認められないが、排気管に過熱痕があり、断熱クロスが焼損していた。 ○バーナーは、点火プラグが少し短くなっており、低燃焼時に炎が多少不安定となっていた。 ○熱交換器のフィンやサイレンサーには、燃焼生成物が堆積して油分が認められた。 ○1年ほど前からエラー表示で停止することがあったが、スイッチを入れたり切ったりしながら継続使用されていた。 ●当該製品に長期使用による点火不良や未燃灯油が認められたことから、燃焼不良により排気経路などにススが付着し、未燃灯油が堆積していたところへ、燃焼時の炎が未燃灯油などに着火し、排気経路が異常高温となって火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「異常時に販売店へ連絡する」旨、記載されている。 	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	事故公表日	製品名	事故内容	被害状況		事故発生 場所	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1K12-019	2012/02/27	2013/03/01	石油ストーブ(開放式)	(火災)当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	左記参照	〃	福井県	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者は当該製品を給油後点火し、現場を離れていた。 ○燃焼筒内部や芯等に異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○固定タンクに油漏れ等の異常は認められなかった。 ○カートリッジタンクは、給油口口金が締まった状態であった。 ●事故時の詳細な使用状況が不明のため、事故原因の特定には至らなかったものの、当該製品には出火に至る異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
B1K12-018	2012/02/07	2013/03/01	石油ストーブ(開放式)	(火災)当該製品を使用中、当該製品及び当該製品が置かれていた部屋を焼損する火災が発生した。	左記参照	〃	埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者は、深夜に2階にあった当該製品を点火したまま1階で寝てしまい、翌朝に異音で目を覚ますと2階から火が出ていた。 ○外郭全体は著しく焼損していたが、燃焼筒は内部にススの付着はなく異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○当該製品は、羽毛掛け布団が被さった状態であった。 ○当該製品の正面から約40cmのところに、ベッドが置かれていた。 ●当該製品に異常が認められないことから、当該製品使用中に可燃物が掛かっていたため、当該製品の熱で可燃物が燻り続けて発火し、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「当該製品前方や上方から1m以内に可燃物を置かない」旨、記載されている。 	
B1K12-017	2012/02/03	2013/03/01	石油ストーブ(開放式)	(火災、軽傷1名)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が負傷した。	左記参照	〃	北海道	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の燃焼筒及びガラス外筒には異常燃焼の痕跡はなく、燃料タンクからの燃料漏れの痕跡も認められなかった。 ○カートリッジタンクに変形、膨らみはなく、気密性も保たれていた。 ○オイルピンは縁の一部が熱溶解していたものの焼損はなかった。 ○当該製品の置き台下のじゅうたんは、前側が焼失し、一部はじゅうたん下の床まで焼け込んでいるが、後側は焼け残っていた。 ○当該製品の点火用乾電池は電圧不足で、点火装置での点火が出来ず、マッチ等の点火用具を用いて点火していた。 ○使用者は、以前から当該製品への給油時、時々室内で灯油をこぼし、事故当日の着衣からも灯油臭がしていた。 ●当該製品の詳細な使用状況が不明なため事故原因の特定に至らなかったが、当該製品に異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
B1K12-016	2012/02/02	2013/03/01	石油ストーブ(開放式)	(火災)当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	左記参照	〃	愛知県	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、外側よりも内部の焼損が著しく、置台に溜まったホコリが焼損していた。 ○当該製品の下部に付いている固定タンクの底面は、カートリッジタンクの口金が差し込まれる部分から灯油漏れが生じていた。 ○固定タンクの内側は、灯油が溜まる部分が著しく錆び付いており、錆びを取り除くと腐食穴が数箇所認められた。 ○燃焼筒内部にススの付着はなく、異常燃焼は生じていなかった。 ●当該製品の詳細な使用状況が不明のため、腐食原因及び着火源の特定には至らなかったが、固定タンク内部が腐食し、タンクに穴が開き、灯油が置台に漏れていたことから、火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	
B1K12-015	2012/01/28	2013/03/01	石油ストーブ(開放式)	(火災、軽傷1名)建物が全焼し、使用者(60歳代)が火傷を負った。	左記参照	〃	福島県	<ul style="list-style-type: none"> ○給油時に当該製品のカートリッジタンクの口金をしっかり締めなかったため口金が外れ油が漏れた。 ○漏れた油を拭き取り、カートリッジタンクの口金をきちんと締め、再度点火したところ、しばらくしてから火が出て火災に至った。 ○カートリッジタンクには変形や口金のネジの不具合は認められなかった。 ●当該製品は、消費者がカートリッジタンクの口金をしっかり締めず油がもれ、漏れた油の拭き取りが不十分だったため、再使用の際に漏れた油に引火して火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定さ 	

※1 A2: 重大製品事故以外の製品事故

※2 B1: 「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2: 「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	事故公表日	製品名	事故内容	被害状況		事故発生 場所	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1K12-014	2012/01/30	2013/03/01	石油ストーブ(開放式)	(火災、軽傷1名)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が負傷した。	左記参照	〃	静岡県	<p>○使用者は、給油したカートリッジタンクを戻す際、口金(ねじ式)を締め忘れ、誤って当該製品に灯油をかけていたが、消火後の給油であったため、その際に火災には至らなかった。</p> <p>○当該製品にかかった灯油をふき取り、点火棒で点火した際に火災が発生した。</p> <p>○当該製品は、著しく焼損していたが、点火レバーは消火位置にあり、カートリッジタンクは、本体に装着され、口金は締まっており、口金に異常は認められなかった。</p> <p>●当該製品にかかった灯油が、完全にふき取れていなかったため、点火の際に付着していた灯油に火がついて火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p>	
B1K12-013	2012/01/17	2013/03/01	油だき温水ボイラ(薪兼用)	(火災)建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	左記参照	〃	京都府	<p>○当該製品の排気筒貫通部の茅葺きひさし付近から出火していた。</p> <p>○当該製品は、焼損物の落下により外郭上部が焼けていたが、外郭下部や周辺は焼損していなかった。</p> <p>○当該製品の本体内部には、焼損などの異常は認められなかった。</p> <p>○施工者は、排気筒貫通部に石綿を巻いていただけであり、10年ほど前に使用者が、火災の危険を感じて排気筒貫通部にセメントを盛っていた。</p> <p>●当該製品の排気筒貫通部にセメントが盛られており、適切に施工されていなかったことから、排気筒貫通部に盛ったセメントにより、排気筒貫通部が放熱不良となって熱がこもり、周辺の木材が炭化して低温発火し、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「煙突が可燃性の壁などを貫通する部分は、必ずめがね石かめがね鉄板を使用す</p>	・使用期間:27年
B1K12-012	2012/01/16	2013/03/01	石油ストーブ(開放式)	(火災)当該製品に点火後、異臭と異音が生じたため確認すると、当該製品から出火する火災が発生しており、当該製品及び周辺を焼損した。	左記参照	〃	滋賀県	<p>○当該製品には乾電池が装着されておらず、使用者は点火棒で当該製品に点火していた。</p> <p>○当該製品の外部には、燃えた痕跡は認められなかったが、内部の電子式消臭装置や油タンク収納部内の油受けが焼損していた。</p> <p>○内部には多量のホコリが堆積しており、ホコリの燃えかすが認められた。</p> <p>○当該製品に、異常燃焼や油漏れの痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、使用者が当該製品を点火棒で点火した際に、内部に堆積していたホコリに火がつき、周りに燃え移ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には「ストーブ、およびストーブの周辺はいつもきれいに掃除しておく」また、点検内容として「油やホコリで汚れている場合は、乾いたやわらかい布でふく」旨、記載されている。</p>	
B1K12-011	2012/01/08	2013/03/01	石油給湯機	(火災)当該製品を使用中、異音とともに当該製品から発煙、出火する火災が発生し、当該製品を焼損、周辺を汚損した。	左記参照	〃	北海道	<p>○数年前から、冬の気温が低い時にはエラー表示(着火ミス)が出ていたが、夏になると出なくなるので、点検を行わず使用を続けていた。</p> <p>○事故品の外装や機器内部に焼損はなく、基板等電装品にも異常は認められなかった。</p> <p>○消音室内部は過熱による変色がありススが付着しており、熱交換器取付部の堆積物には油がしみ込んでいた。</p> <p>○ノズルにはススと汚れが付着しており、噴霧状態も霧に濃淡があり均一ではなく、噴霧角度も狭くなっているが、洗浄後には、噴霧状態や噴霧角度も正常になり、燃焼状態も正常であった。</p> <p>●当該製品はノズルに異物や汚れが付着したことによる噴霧不良状態で、エラー表示が出ていたが使用者が使用を続けていたため着火ミスが繰り返され、その都度発生した未燃灯油が消音室内にしみ込み、通常の燃焼中にそのしみ込んだ灯油に引火し、大きくなった火力で排気筒を過熱して排気筒の断熱カバーから発煙、発火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「安全装置が作動したときは、取扱説明書に従って、処置してください。処置をしないで何度もリセットを繰り返さないでください。火災・事故の原因になります。」旨、記載されている。</p>	・使用期間:15年

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	事故公表日	製品名	事故内容	被害状況		事故発生 場所	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1K12-010	2012/01/28	2013/03/01	石油ストーブ(開放式)	(火災)当該製品を使用中、異音が生じたため確認すると、当該製品から出火する火災が発生しており、当該製品を焼損した。	左記参照	“	大阪府	○燃焼筒は、ガラス外筒の外側にススが付着しているが、内筒及び外筒にススの付着は認められなかった。 ○芯にタールの付着などの異常は認められず、芯及び芯調節つまみは緊急消火の位置であった。 ○固定タンクに漏れは認められなかった。 ○カートリッジタンクに変形は認められず、ロ金は締まっていた。 ●当該製品の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
B1K12-009	2012/01/26	2013/03/01	石油ストーブ(開放式)	(火災)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	左記参照	“	京都府	○当該製品を消火しないまま、カートリッジタンクを抜いて給油。ロ金を閉めて給油口を上にして両手で運び、当該製品のタンク室に入れたが、奥まで入らなかったため、入れ直そうと抜いた時に、ロ金が開いて灯油がこぼれて出火した。 ○本体は、全体が焼損していたが、タンク室内部には、異物や突起などのカートリッジタンクの侵入を阻害するものは認められなかった。 ○当該製品のカートリッジタンクやロ金には、変形や半ロックになるなどの異常はなく、ロ金が開いていれば、満水でひっくり返しても水が漏れることはなかった。 ○当該製品には、異常燃焼や油漏れなどの痕跡は認められなかった。 ●当該製品に異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書や本体表示には、「給油は必ず消火してから行う」旨、記載されている。	
B1K12-008	2012/01/03	2013/03/01	石油ストーブ(開放式)	(火災、軽傷2名)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、2名が負傷した。	左記参照	“	愛知県	○使用者が、カートリッジタンクに給油し、本体に戻すときに、灯油が当該製品にかかり、火災に至った。 ○使用者は、消火せずに給油を行い、カートリッジタンクに給油後、蓋のロックを確認していなかった。 ○カートリッジタンクは、焼損せず残っており、蓋に変形はなく、蓋は確実にロックできた。 ●使用者が、給油時に当該製品を消火しなかったこと、カートリッジタンクの蓋のロック確認を怠ったため、カートリッジタンクを本体に戻したときに蓋が開き、灯油が当該製品にかかり火災に至ったものと推定される。	平成20年9月17日からリコールを実施。改修率1.5%。
B1K12-007	2012/01/01	2013/03/01	石油ストーブ(開放式)	(火災)当該製品を使用中、異音とともに当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	左記参照	“	愛知県	○点火して約20分後の火災であり、使用者はマッチで点火していた。 ○当該製品は、右下側面の内側が焼損し、置き台右側に溜まった埃が焼損していた。 ○置き台右側の焼損部には、マッチの燃えかすがあった。 ○固定タンク及びカートリッジタンクには油漏れがなく、当該製品は正常に燃焼した。 ●当該製品に出火に至る異常が認められず、置き台上に埃が堆積していたことから、使用者が、点火に用いたマッチを置き台に置いた際に、埃に着火して火災に至ったものと推定される。	
K12-006	2012/11/27	2013/02/27	石油ファンヒーター	当該製品の前方にあったほぼ満タンの殺虫剤スプレー缶が破裂・爆発	屋内損傷(部屋の扉変形、ガラス割れ、等)	なし	滋賀県		
K12-005	2012/11/01	2013/02/27	石油給湯機付ふろがま	リモコンの電源が入らないとの修理依頼により、当社メンテナンス会社が現場確認したところ、器具内部の電装基板の一部が焦げていた。	器具内部の電装基板の一部が焦げた。	なし	千葉県		
K12-004	2012/10/27	2013/02/27	石油小型給湯機	近隣の方が給湯機から火が出ているのを発見した。通報を受けた家人が消火器で鎮火させた。	器具内部焼損	なし	愛媛県		
K12-003	2012/05/17	2013/02/27	石油ふろがま	石油ふろがまから煙が発生し、火が出た。ユーザーが水をかけて消した。拡大被害はなかった。	製品焼損	なし	北海道		
K12-002	2012/01/31	2013/02/27	油だき温水ボイラー	機器内の一部が変形した。露天風呂の昇温用に常時使用していた。	機器内の一部が変形した	なし	北海道		

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	事故公表日	製品名	事故内容	被害状況		事故発生 場所	経済産業省 の調査結果	製品事故判定第三者委員会	備考
					物的被害	人的被害				
A2K12- 001	2012/03/13	2012/03/27	業務用石油温風暖房機 (ハウス・工場用暖房 機)	温風暖房機の付近より出火	機器焼損 ハウス半焼 (171m2) 鉢植えハーブ 部被害	なし	長野県			30年以上使用

※1 A2: 重大製品事故以外の製品事故

※2 B1: 「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2: 「B1」以外の事故